

社援発 0627 第 5 号
令和 7 年 6 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

消費生活協同組合の政治的中立の確保について

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところです。

同項の規定の趣旨は、「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和 62 年 6 月 30 日社生第 77 号厚生省社会局生活課長通知）において示しているとおり、組合が政治問題に組織として関わることは、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれがあることから定めているものです。

この度行われる第 27 回参議院議員通常選挙に際し、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点からあたかも特定の政党を支援しているかのような疑念をもたれることがないよう、所管組合の指導について御配意願います。

選挙に際し、組合を特定の政党のために利用する事例について、入念的に示せば下記の事項が考えられますので、御留意の上、所管組合に対して周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

組合が選挙に際し、組織として行う次のような行為

- （1）理事会、総（代）会等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること。

- (2) 組合が発する文書図画によって、特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと。
- (3) 店舗等組合が管理する施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を掲示すること。
- (4) 特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、車両、備品等を提供すること。
- (5) 特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画（金銭の支出を含む）すること。

(参考)

「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」 (抄)

(昭和62年6月30日社生第77号)

(各都道府県消費生活協同組合主管部(局)長あて厚生省社会局生活課長通知)

4 政治的中立の原則

組合がその行う事業に関して組合員の生活文化の改善向上を図る見地から意見表明を行うなど組合の健全な発展のために政治活動を行うことは、禁止されるものではない。また、組合の役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもない。

しかし、組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする組織であつて政治的団体ではない。組合が政治問題に組織として深くかかわることは、多様な考えをもつ組合員に混乱と分裂をもたらすばかりでなく、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の活動の幅を狭め、消費者の組合への参加を阻害し、ひいては組合の本来の目的達成を困難にするなど、組合の健全な運営と発展にとつて障害となるおそれが強い。「組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」とされている(法第2条第2項)のは、このような趣旨に基づき組合の政党からの独立を規定したものである。

以上のようなことから、組合は政治問題には慎重であるべきであり、とりわけ選挙の際に理事会、総(代)会等組合の機関で特定の政党又は候補者の支援を決定したり、組合の機関紙により特定の政党又は候補者を推薦するなど組織として特定の政党又は候補者を支援してはならないこと。